

平成 21 事業年度

# 事業報告書

日本司法支援センター

## 日本司法支援センター 平成21年度事業報告書

### 1 国民の皆様へ

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づいて平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始し、平成22年3月末をもって第一期中期計画期間が終了いたしました。

この間、支援センターは、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現するという理念のもと、皆様からの貴重なご意見、ご要望等を真摯に受け止め、それらを可能な限り業務に反映させ、より身近で利用し易い制度の充実を図ってまいりました。

平成21年度は、わが国の刑事司法において画期的ともいえる被疑者国選の拡大や国民が司法に参加するという裁判員裁判も始まり、国選弁護関連業務を担う支援センターの役割、責任もより一層大きくなったことを実感しています。さらに経済的不況による社会情勢の変化は、法的セーフティネットとしての民事法律扶助制度の重要性がクローズアップされ、その急激に拡大した需要に対して、財源の問題も含め、どのように適切に対応できるかを常に考え、サービスを提供する地方事務所での混乱が無いように心がけてまいりました。

これからも社会における支援センターの責任が、さらに重要度を増していくものと考えており、その期待に十分応えられるよう努力していきたいと思えます。

### 2 基本情報

#### (1) 法人の概要

##### ① 法人の目的

支援センターは、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、同法が定める総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としております。（総合法律支援法第14条）

##### ② 業務内容

支援センターは、総合法律支援法第14条の目的を達成するため以下の業務を行います。

#### ア 情報提供業務（総合法律支援法第30条第1項第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（総合法律支援法第30条第1項第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護関連業務（総合法律支援法第30条第1項第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払などを行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（総合法律支援法第30条第1項第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（総合法律支援法第30条第1項第5号）

犯罪の被害にあわれた方や、ご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

カ 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

③ 沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

平成18年10月2日 業務開始

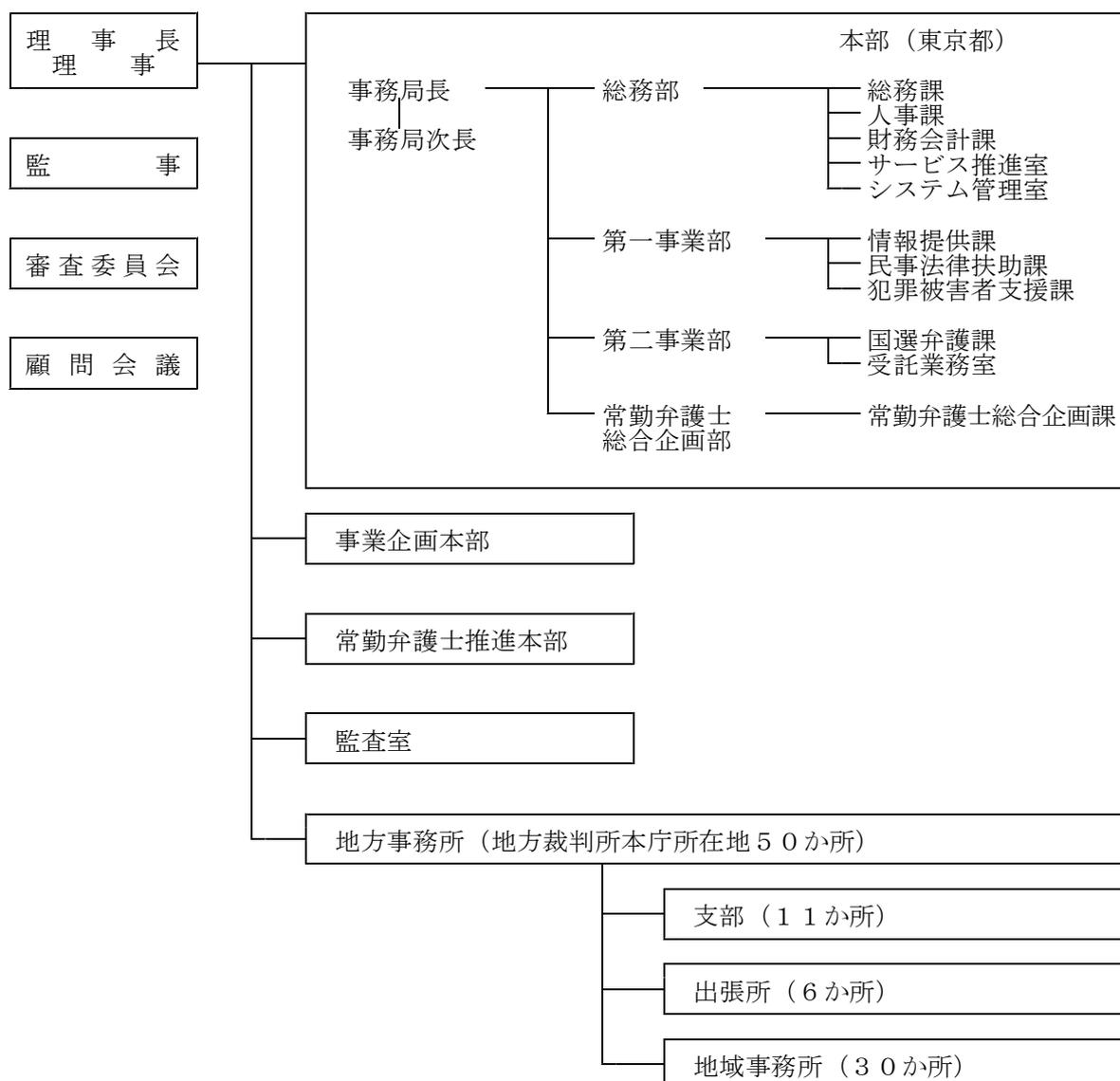
④ 設立根拠法

総合法律支援法

⑤ 主務大臣

法務大臣

⑥ 組織図



(平成22年3月31日現在)

(2) 本部・地方事務所等の住所  
別紙のとおり

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	351	0	0	351
資本金合計	351	0	0	351



(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成21年度末において803人（前期末比189人増加、30.8%増）であり、平均年齢は37.0歳（前期末37.5歳）となっています。このうち、国等からの出向者は67人、民間からの出向者は17人です。

（注）時点は、平成22年1月1日現在である。

3 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,769	未払金	6,917
民事法律扶助立替金	20,389	賞与引当金	118
その他	358	その他	813
貸倒引当金	△12,676	固定負債	
固定資産		資産見返負債	9,013
有形固定資産	1,381	退職給付引当金	160
無形固定資産	438	その他	297
破産更生債権等	8,504		
貸倒引当金	△8,504		
その他	322		
		負債合計	17,319
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	351
		資本剰余金	40
		当期末処分利益	1,272
		純資産合計	1,663
資産合計	18,982	負債純資産合計	18,982

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合がある（以下同じ）。

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	28,054
業務費	
契約弁護士報酬	12,933
人件費	4,399
貸倒引当金繰入額	4,869
その他	1,490
一般管理費	
不動産賃借料	1,269
人件費	1,188
その他	1,894
財務費用	12
経常収益 (B)	29,335
運営費交付金収益	8,562
政府受託収益	12,628
その他自己収益	2,968
資産見返負債戻入	5,081
財務収益	5
雑益	91
当期総利益 (B-A)	1,281

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	3,436
民事法律扶助立替金の支出	△14,577
契約弁護士等報酬の支出	△12,082
物品又はサービスの購入による支出	△4,030
人件費支出	△5,500
その他業務支出	△3
運営費交付金収入	12,903
政府受託収入	14,342
民事法律扶助立替金の償還等による収入	10,021
その他業務収入	2,363
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△439
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△216
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	2,781
V 資金期首残高 (E)	5,889
VI 資金期末残高 (F=D+E)	8,669

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	12,362
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	28,054 △15,692
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 引当外賞与見積額	52
III 引当外退職給付増加見積額	199
IV 機会費用	5
V 行政サービス実施コスト	12,618

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

- 現金及び預金 : 現金、預金
- 民事法律扶助立替金 : 民事法律扶助業務に関する弁護士・司法書士費用等の立替金
- その他(流動資産) : 貯蔵品、前払費用、未収金等
- 貸倒引当金 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金
- 有形固定資産 : 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物、工具器具備品
- 無形固定資産 : 民事法律扶助システムや会計システムに関するソフトウェア等
- 破産更生債権等 : 民事法律扶助立替金及び未収金で回収可能性の低い債権
- その他(固定資産) : 敷金・保証金、長期性預金
- 未払金 : 物品の納品、役務の提供を受けているが、支払いがなされていない債務
- 賞与引当金 : 運営費交付金により財源措置が手当てされない賞与に対する引当金
- その他(流動負債) : 前受金、預り金、リース債務等
- 資産見返負債 : 民事法律扶助立替金の純額、受贈及び運営費交付金を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債

退職給付引当金 : 運営費交付金等により財源措置が手当てされない退職金に係る引当金

その他(固定負債) : 長期預り金、長期リース債務等

政府出資金 : 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成

資本剰余金 : 設立時の承継財産として取得した資産で支援センターの財産的基礎を構成するもの

当期末処分利益 : 支援センターの業務に関連して発生した剰余金の累計額

## ② 損益計算書

契約弁護士報酬 : 民事法律扶助業務、日弁連受託業務及び国選弁護士確保業務において契約弁護士等に支出した報酬

人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、支援センターの職員等に要する経費

貸倒引当金繰入額 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金の繰入額

不動産賃借料 : 地方事務所や借上宿舍等の賃借料

その他 : 減価償却費等

財務費用 : 支払利息

運営費交付金収益 : 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

政府受託収益 : 国から国選弁護士確保業務に係る委託費として入金された収入

その他自己収益 : 寄附金収益、民事法律扶助事業収益、有償受任事業収益、日弁連受託事業収益等

資産見返負債戻入 : 民事法律扶助立替金の貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を資産見返負債から取り崩した勘定

財務収益 : 受取利息

雑益 : 立退料、事務所の転貸収入

## ③ キャッシュ・フロー計算書

民事法律扶助立替金の支出 : 当期中に支出された民事法律扶助業務の立替金額

契約弁護士報酬の支出 : 民事法律扶助業務、日弁連受託業務、国選弁護士確保業務において契約弁護士等に支出した報酬

物品又はサービスの購入による支出 : 不動産賃借料、コールセンター運営委託費等の物品又はサービスの購入による支出

人件費支出 : 給与、賞与、法定福利費等、支援センターの職員等への支出

その他業務支出 : 民事法律扶助預り金の減少による支出

運 営 費 交 付 金 収 入：国から運営費交付金として入金された収入  
政 府 受 託 収 入：国から国選弁護士確保業務に係る委託費として入金された収入

民事法律扶助立替金の償還等による収入：民事法律扶助立替金の償還等によって得た収入

そ の 他 業 務 収 入：有償業務、日弁連受託業務等による収入

投資活動によるキャッシュ・フロー：有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出、定期預金の預け入れと回収による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出

#### 4 財務情報

##### (1) 財務諸表の概況

##### ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

###### （経常費用）

平成21年度の経常費用は28,054百万円と、前年度比7,689百万円増（37.76%増）となっている。これは、国選弁護人の国選報酬の改正等に伴い、契約弁護士報酬が前年度比4,370百万円増（51.04%増）となったこと、民事法律扶助立替金の増加に伴い貸倒引当金繰入額が前年度比1,826百万円増（59.99%増）となったことが主な要因である。

###### （経常収益）

平成21年度の経常収益は29,335百万円と、前年度比8,972百万円増（44.06%増）となっている。これは、政府受託収益が前年度比4,328百万円増（52.14%増）となったこと、運営費交付金収益が前年度比2,408百万円増（39.12%増）となったこと、民事法律扶助事業の拡大に伴い、民事法律扶助事業収益が前年度比205百万円増（42.29%増）となったこと、資産見返運営費交付金戻入が前年度比4,534百万円増（853.75%増）となったことが主な要因である。

###### （当期総損益）

上記経常損益を計上した結果、平成21年度の当期総損益は1,281百万円と、前年度比1,282百万円増となっている。

###### （資産）

平成21年度末現在の資産合計は18,982百万円と、前年度末比3,351百万円増（21.44%増）となっている。これは、現金及び預金の増2,581百万円（41.70%増）と民事法律扶助立替金の増3,207百万円（18.67%増）が主な要因である。

(負債)

平成21年度末現在の負債合計は17,319百万円と、前年度末比2,070百万円増(13.58%増)となっている。これは、未払金の増2,776百万円(67.04%増)が主な要因である。未払金増加の理由は、国選弁護士確保業務に係る政府委託費の返還金が未払となっていること、及び契約弁護士等報酬の支払及び民事法律扶助立替金の未払金が増加していることである。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の業務活動によるキャッシュ・フローは3,436百万円と、前年度比2,432百万円増(242.18%増)となっている。これは、常勤弁護士数の増加及び国選弁護人の国選弁護士報酬の改正等があったことから、政府受託収入が前年度比6,242百万円増(77.06%増)、民事法律扶助立替金の償還等による収入が前年度比1,406百万円増(16.32%増)、運営費交付金による収入が前年度比2,508百万円増(24.13%増)とそれぞれ増加した一方、民事法律扶助立替金の支出が前年度比3,009百万円増(26.01%増)、契約弁護士等報酬の支出が前年度比3,756百万円増(45.11%増)となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△439百万円と、前年度比98百万円減(28.55%減)となっている。この主な要因は、執務体制整備のために要したソフトウェアの無形固定資産の取得による支出が前年度比99百万円増(68.58%増)である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△216百万円と、前年度比22百万円減(11.58%減)となっている。これは、職員数及び業務の増加に伴うコンピュータ端末等のリース契約の増加により、リース債務の返済による支出が増となったことが主な要因である。

主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度
経常費用	14,414	17,110	20,365	28,054
経常収益	14,411	17,109	20,363	29,335
当期総損益	3	△4	△2	1,281
資産	11,781	13,972	15,630	18,982
負債	11,393	13,589	15,248	17,319
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△3	△7	△9	1,272
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,337	1,792	1,004	3,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,280	△131	△342	△439
財務活動によるキャッシュ・フロー	△79	△172	△194	△216
資金期末残高	3,909	5,420	5,889	8,669

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

国選弁護人確保業務勘定の事業損益は前年度に引き続き 0 円である。

一般勘定の事業損益は1,281百万円と、前年度比1,282百万円の増となっている。

（増減理由）

一般勘定の事業損益が増加した理由は、今期が中期計画における最終期であることから、運営費交付金債務をすべて収益化したことによるものである。

事業損益の経年比較

（単位：百万円）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度
国選弁護人確保業務勘定	0	0	0	0
一般勘定	△3	△4	△2	1,281
合 計	△3	△4	△2	1,281

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

国選弁護人確保業務勘定の総資産は3,986百万円と、前年度比2,478百万円の増（164.23%増）となっている。これは、現金及び預金の増2,595百万円（263.11%増）が主な要因である。現金及び預金増加の理由は、国選弁護人確保業務に係る政府委託費の返還金が未払となっていること、及び契約弁護士等報酬の未払金が増加していることによるものである。

一般勘定の総資産は14,996百万円と、前年度比874百万円の増（6.18%増）となっている。これは、民事法律扶助立替金が前年度比3,207百万円の増（18.67%増）となったことが主な要因である。民事法律扶助立替金が前年度比で増加した主な要因は、民事法律扶助事業の拡大に伴い、立替金の支出が増えたためである。

総資産の経年比較

（単位：百万円）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度
国選弁護人確保業務勘定	1,656	1,406	1,509	3,986
一般勘定	10,125	12,567	14,122	14,996
合 計	11,781	13,972	15,630	18,982

④ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成21年度の行政サービス実施コストは12,618百万円と、前年度比3,185百万円増（33.76%増）となっている。これは、契約弁護士への報酬が増加したことに伴い、損益計算書上の費用が前年度比7,689百万円増（37.76%増）となったことが主な要因である。

行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度
業務費用	11,404	8,529	9,254	12,362
うち損益計算書上の費用	14,443	17,151	20,365	28,054
うち自己収入	△3,039	△8,622	△11,111	△15,692
引当外賞与見積額(注1)	-	30	2	52
引当外退職給付増加見積	86	164	173	199
機会費用	6	4	5	5
行政サービス実施コスト	11,495	8,728	9,433	12,618

(注1)引当外賞与見積額は独立行政法人会計基準の変更により平成19年度より計上しております。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

なし

### (3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収 入									
前年度繰越金	0	0	0	612	0	1,563	0	1,574	
運営費交付金	5,980	5,980	10,213	10,213	10,395	10,395	12,903	12,903	
政府出資金	351	351	0	0	0	0	0	0	
受託収入	3,942	2,936	9,054	8,033	10,591	9,862	17,493	14,315	(注1)
補助金等収入	259	59	515	132	515	256	514	244	(注2)
事業収入	4,597	4,833	8,214	7,875	9,345	9,041	10,793	10,390	(注3)
事業外収入	14	26	39	114	49	99	800	101	(注4)
支 出									
一般管理費	5,181	4,056	6,337	4,520	7,037	6,045	8,049	6,010	(注5)
事業経費	6,020	6,580	12,645	12,863	13,267	13,734	16,961	17,979	
受託経費 (国選弁護士 確保業務勘定)	3,942	2,936	8,412	7,496	9,083	8,300	15,796	12,628	(注1)
受託経費 (一般勘定)	0	0	642	537	1,508	1,561	1,697	1,687	

(注1) 受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3) 事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4) 事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5) 人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

### (4) 経費削減及び効率化目標との関係

支援センターは、平成18年4月に設立された法人であり、現在、その業務を拡大しなければならないことから、効率化目標が定められていないが、支援センターが各種契約を行う際には、その必要性、内容及び数量等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとし、いわゆる少額随意契約による場合であっても、複数の業者から見積書を徴するなどして経費節減を図っている。

## 5 事業の説明

### (1) 財源構造

支援センターの経常収益は29,335百万円で、その内訳は、運営費交付金収益8,562百万円（全収益の29.19%）、政府受託収益12,628百万円（同43.05%）、寄附金収益244百万円（同0.83%）、民事法律扶助事業収益689百万円（同2.35%）、有償受任事業収益344百万円（同1.17%）、日弁連受託事業収益1,685百万円（同5.74%）、その他事業収益5百万円（同0.02%）、資産見返負債戻入5,081百万円（同17.32%）、財務収益5百万円（同0.02%）、雑益91百万円（同0.31%）となっている。

上記収益を事業別に区分すると、政府受託収益12,628百万円（事業収益の82.20%）は国選弁護関連業務により、民事法律扶助事業収益689百万円（同4.49%）及び資産見返物品受贈額戻入16百万円（同0.11%）は民事法律扶助業務により、有償受任事業収益344百万円（同2.24%）は司法過疎対策業務により、日弁連受託事業収益1,685百万円（同10.97%）は日弁連からの受託業務により、その他受託収益2百万円（同0.10%）は財団法人中国残留孤児援護基金からの受託業務により、それぞれ発生した収益である。また、寄附金収益244百万円、その他事業収益4百万円、財務収益5百万円及び雑益91百万円の自己収入は受託業務以外の各事業の、運営費交付金収益8,562百万円及び資産見返運営費交付金戻入5,065百万円は国選弁護関連業務及び受託業務以外の各事業の各財源となっている。

### (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

#### ア 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに弁護士又は司法書士に支払う裁判代理費用等の立替え等を行うことを目的として、法律相談援助、代理援助及び書類作成援助を行う業務である。

事業の財源は、民事法律扶助事業収益（689百万円）、資産見返物品受贈額戻入（16百万円）、運営費交付金収益及び資産見返運営費交付金戻入並びにその他事業収益等の自己収入等となっている。

#### イ 国選弁護関連業務

国選弁護関連業務は、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払などを行う業務である。

事業の財源は、政府受託収益（12,628百万円）、雑益（91百万円）と一般勘定からの受入（416百万円）となっている。

#### ウ 司法過疎対策業務

司法過疎対策業務は、身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務である。

事業の財源は、有償受任事業収益（344百万円）、運営費交付金収益及び資産見返運営費交付金戻入並びにその他事業収益等の自己収入等となっている。

#### エ 受託業務

受託業務は、支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、具体的には、平成19年4月1日から財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ行っている。

事業の財源は、日弁連受託収益（1,685百万円）、その他受託収益（2百万円）となっている。

【別紙】 日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成22年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503381-2285	03-3409-4048
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONEビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川県地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラス5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・5F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5	0503383-5447	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8601	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル6F	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ101	0503383-0005	0574-61-2940
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピースビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市巖原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貨事務所1F	0503383-0468	0950-23-8286
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F	0503383-5535	022-263-4558
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第一ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213